

## 第4章 施策の柱と具体的施策

以下の6つの柱について、国、県、市町村、民間団体等がそれぞれの取組を共有化し、連携して進めていきます。

### I 住居と就労等の確保

#### 課題等

- 満期出所予定者が社会復帰にあたり、「仕事」「住居」に不安を感じており、不安感を解消するため、これらの支援を強化していく必要があります。
- 就労の場に加え、自分の役割を果たせる、社会参加を実感できる場が必要です。

#### 1 住居の確保

##### 【県の取組】

- 離職等により住宅を失った又は失うおそれのある生活困窮者に対し、住居確保給付金を一定期間支給し、安定した居住環境の確保を支援します。（地域福祉推進課）
- 矯正施設からの出所者等住宅確保要配慮者の入居を受け入れるセーフティネット住宅の登録件数を拡大するとともに、住宅確保要配慮者に対し賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う居住支援法人や福祉機関と連携して、住宅確保要配慮者のセーフティネット住宅への円滑な入居に向けた取組を推進します。（建築住宅課）
- 市町村や地域の警察・更生保護関係者・福祉関係者などで構成する「再犯防止のための連絡会議」について、各市町村での設置を促し、犯罪をした者等や家族が抱える住居や就労の場の確保などの課題を多機関で連携して対応し、地域での見守りやきめ細やかな相談対応の体制を確保していきます。（地域福祉推進課）

##### 【国の取組】

- 親族等のもとに帰住できない者の中間的・一時的住居を確保するとともに、一時的住居退所後に安定した生活基盤を確保できるように助言・指導、関係機関との調整などの支援を行います。（山形保護観察所）
- 保護観察対象者の帰住先が決定するまでの間受け皿となる緊急的な住宅（自立準備ホーム）の拡大に向けて、関係者への働きかけを強化します。（山形保護観察所）

##### 【民間団体の取組】

- 帰住先のない矯正施設等出所者に対して、保護観察所の委託を受けて、宿泊場所や食事を提供するとともに、就職指導や社会適応のための生活指導を行うことにより、円滑な社会復帰を支援します。（羽陽和光会）
- 社会復帰のために施設を退所した後も、必要に応じて訪問などのフォローアップを継続して行うことにより、地域への定着を支援します。（羽陽和光会）

## 2 就労や社会参加の促進

---

### 【県の取組】

- 就労が可能な生活困窮者や生活保護被保護者に対し、福祉事務所・自立相談支援機関等のケースワーカーや支援員が、ハローワーク等関係機関との連携のもと、就労情報の提供やハローワークへの同行訪問など就労に向けた支援を行い、自立につなげます。 (地域福祉推進課)
- 生活困窮者に対し、自立相談支援機関の相談支援員や就労支援員が、個々の状況に応じた支援プランを作成し、就労等の支援につなげるほか、引きこもり状態であるなど社会との関わりに不安があり、すぐには一般的な就労が困難と思われる者に対して、対人関係の改善や生活習慣確立のための生活訓練、職業体験の実施など、就労準備として個々の課題に応じた基礎能力の形成に向けた支援を行い、自立につなげます。 (地域福祉推進課)
- 市町村や地域の警察・更生保護関係者・福祉関係者などで構成する「再犯防止のための連絡会議」について、各市町村での設置を促し、犯罪をした者等や家族が抱える住居や就労の場の確保などの課題を多機関で連携して対応し、地域での見守りやきめ細やかな相談対応の体制を確保していきます。【再掲】 (地域福祉推進課)
- 高齢の矯正施設出所者等への見守り（声掛け・定期訪問等）活動を行う仕組みづくりとして、住民が主体となって行う生活支援活動や居場所づくりを全県的に広げ、その担い手により支援できる体制の構築を進めます。 (長寿社会政策課)
- 農業者と障がい者施設との農作業のマッチング支援を行う「農福連携」を推進し、障がい者の就労機会の確保に取り組みます。また、農福連携の一層の推進を図るため、農業や福祉、法務、労働関係者で構成された東北地域農福連携推進連絡会において情報共有を図り、関係機関と連携した支援を行います。 (障がい福祉課)
- 就職や職場定着等を支援する「若者就職支援センター」、生活支援から職業紹介までをワンストップで総合的に支援する「トータル・ジョブサポート」、若者の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション」を設置し、困難を有する若者から生活困窮者まで幅広く社会復帰を支援します。 (雇用対策課)
- 建設工事の競争入札参加資格審査において、協力事業主として登録した上で「保護観察所における事業所見学会・職場体験講習の受入」を行った場合や「保護観察又は更生緊急保護対象者の雇用」を行った場合に山形県独自に評価点を付与し、保護観察者等の雇用を促進します。 (建設企画課)
- 服役中の暴力団離脱希望者に面会し、離脱意志の確認及び就労支援の希望等に関する聴取を行い、保護対策等の必要な支援を行います。 (警察本部組織犯罪対策課)

- 就労支援希望の暴力団離脱者に対し、山形県暴力追放運動推進センター及び就労支援団体等と連携した就労支援を行います。 (警察本部組織犯罪対策課)

### 【国の取組】

- 矯正施設出所者等の就労に対する意識を高めるためのセミナー開催、事業所の見学、職場体験等により、出所者等の就労に対する段階に応じた支援を行うとともに、身元保証人を確保できない出所者等への身元保証を行う団体への支援を行うなどの就労支援メニュー等を活用し、出所者等の就労支援を総合的に推進していきます。

(山形保護観察所)

- 矯正施設出所者等を雇用し、就労の継続に必要な技能や生活習慣等を取得させるための指導・助言を行った協力事業主に奨励金を支給します。 (山形保護観察所)

- 山形県商工会議所連合会や山形労働局、ハローワーク山形、山形刑務所、山形県就労支援事業者機構との連携のもと、「刑務所出所者等就労支援推進協議会」を毎年開催し、地域の広範な業界団体・企業の、出所者等就労支援に対する理解を深め、幅広い業種における就労の受け皿確保に向けた取組を推進します。

(山形保護観察所)

- 社会復帰後の就労に向けた職業訓練を実施するとともに、関係機関と連携し、出所者と出所者の雇用を希望する企業とのマッチングを図る「就労支援フェスタ」を実施するなど、就労支援を推進します。 (山形刑務所)

■職業訓練の様子（山形刑務所）



- 刑務所や少年院の出所者等の就労の確保に向け、「コレワーク東北」（矯正就労支援情報センター）を設置し、事業主に対する雇用情報の提供や採用手続の支援、各種支援制度の案内等、事業主と出所者等をつなぐ取組を進めています。

(仙台矯正管区)

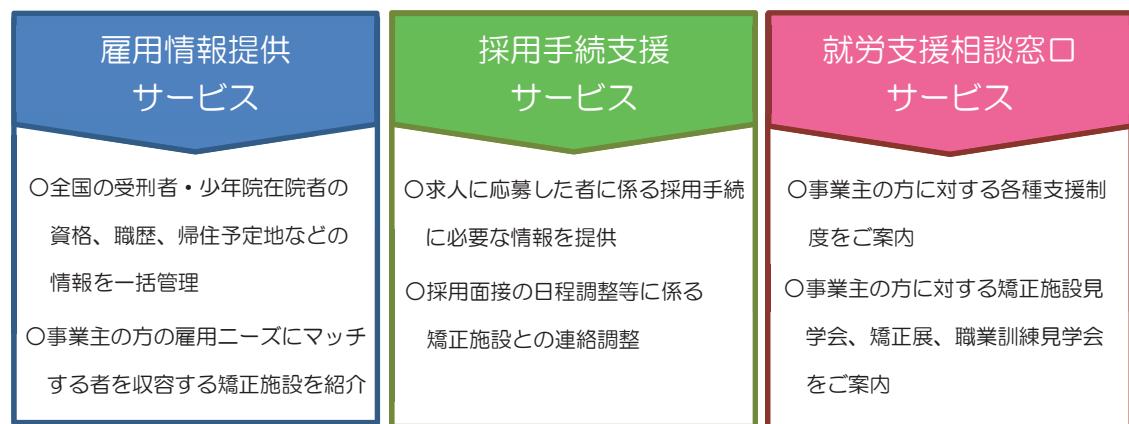
### 〈取組の紹介〉

#### コレワーク東北における受刑者を対象とした就労の確保への支援

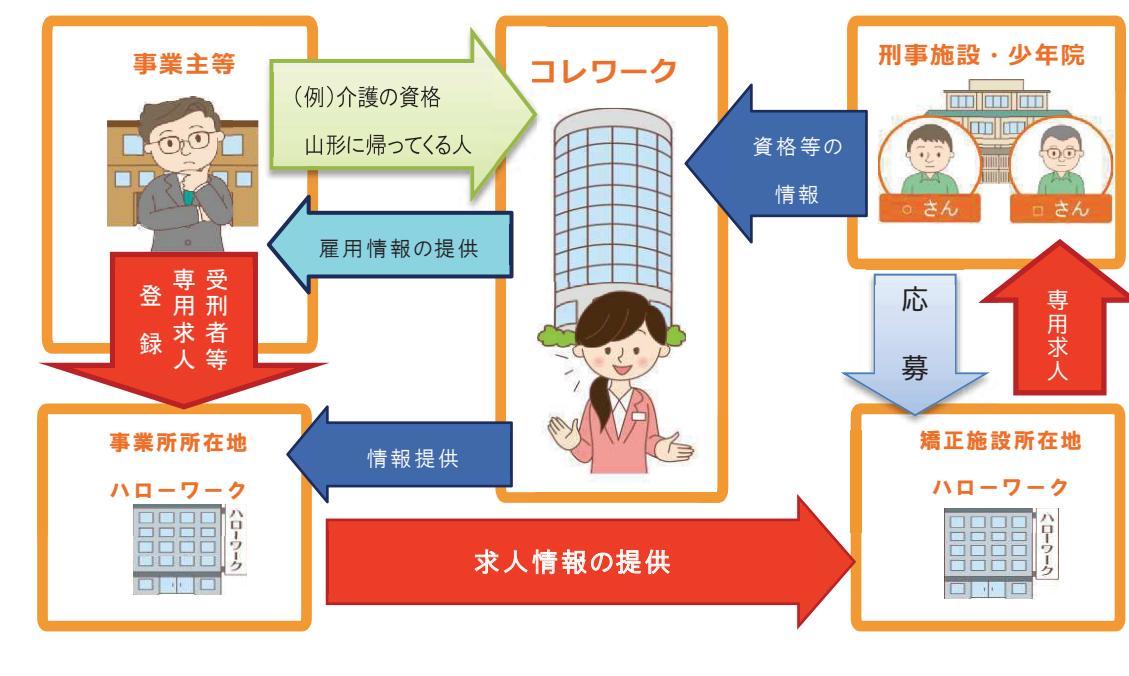
コレワークでは、刑務所や少年院を出て地域社会に戻る人たちの就労の確保に向け、彼らを受け入れてくださる事業主と受刑者等をつないでいけるよう次のような取組を行っています。



#### 【コレワークの主なサービス】



#### 【雇用情報提供サービスの流れ】



### **【民間団体の取組】**

- 刑務所出所者等を雇用する企業等に対して、健康診断の実施や作業着等の購入等に対する支援を行っていきます。 (山形県就労支援事業者機構)
- 県内企業等に対して、刑務所出所者等の雇用のための各種支援制度の情報提供や協力事業主の開拓等のための取組みを推進します。 (山形県就労支援事業者機構)
- 刑務所や少年院といった矯正施設出所者を採用する事業主のためのサポート拠点「コレワーカー東北」と連携し、受刑者の出所後の就職先として受け入れを進めています。 (山形県老人福祉施設協議会)
- 市町村社会福祉協議会や様々な団体、機関と連携し、高齢者、障がい者、児童、地域づくり、災害など地域生活すべてに関わるボランティア活動を支援し、参加希望者の相談にも応じます。 (山形県社会福祉協議会)
- 市町村社会福祉協議会において、寂しさや不安を抱えて暮らす方等が気軽に無理なく集える居場所として「ふれあい・いきいきサロン」づくりに取り組みます。 (山形県社会福祉協議会)

## II 保健医療・福祉サービスの利用促進

### 課題等

- 高齢者の再犯者率は高い傾向にあることを踏まえ、高齢や障がいがあるなど福祉的なケアが必要な方に対して、適切な福祉サービスの提供を支援することが必要です。
- 薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症の患者である場合も多く、薬物依存症からの回復に向けた治療や支援を継続的に行う必要があります。

#### 1 高齢者や障がいのある者等への支援

##### 【県の取組】

- 山形県地域生活定着支援センターにおいて、帰住先のない高齢・障がい者等で出所後に福祉的な支援が必要と考えられる矯正施設等出所予定者に対し、必要な福祉サービス等のニーズ把握や受入施設の斡旋、他県センターとの連絡調整などのコーディネートを行うほか、出所後の受入施設に対する福祉サービス等に関する助言などのフォローアップや、出所者本人または関係者からの相談に対する助言などの支援を行います。(地域福祉推進課)

##### 〈取組の紹介〉

###### 山形県地域生活定着支援センターにおける関係機関と連携した支援

山形県地域生活定着支援センターでは、県の委託を受け、頼れる身寄りもなく、住居が確保できないなど社会復帰が困難な高齢・障がい者等の社会復帰を支援しています。

出所後の住居がなく、高齢または障がいにより福祉的支援が必要な場合は、保護観察所が「特別調整」として認める者について、入所中から生活環境の調整を行い、家族等の状況やニーズに応じて保護観察所や刑務所と連携して支援を行います。具体的には、帰住予定地の市町村、包括支援センター、相談支援事業所、福祉施設等と、出所後、円滑に福祉サービスなどが利用できるよう、受入先施設等の調整や福祉サービス利用等に必要な手続きのコーディネート業務を行うほか、出所後のフォローアップ業務、相談支援等を行い、地域への定着を支援します。

地域で生活できるようにするための環境整備に加え、支援者の拡大を目的とした研修や市町村における支援体制構築など多機関とネットワークづくりを進めています。

- 低所得者、要保護者など生計困難者が、無料または低額な料金で診療を受けることのできる医療機関について、県のホームページへの掲載や生活困窮者相談窓口等でのパンフレットの配布により、積極的に周知していきます。(地域福祉推進課)

- 一般的な高齢者のみならず、高齢の矯正施設出所者等からの相談についても対応できるよう、高齢者に対するワンストップの相談窓口である市町村地域包括支援センター職員の資質向上に向けて、新任者や現任者に対する研修会等を実施し、必要なスキルの習得・向上を図ります。 (長寿社会政策課)
- 必要な人が成年後見制度を利用できるような環境をつくるため、市町村職員等を対象とした研修会の開催や関係団体との協議会の開催等の取組を実施し、市町村の取組を支援します。 (長寿社会政策課)
- 高齢の矯正施設出所者等への見守り（声掛け・定期訪問等）活動を行う仕組みづくりとして、住民が主体となって行う生活支援活動や居場所づくりを全県的に広げ、その担い手により支援できる体制の構築を進めます。【再掲】 (長寿社会政策課)
- 県内各保健所において、医療の継続や地域での生活継続に支援が必要な精神障がい者やその家族からの相談に応じ、関係機関（保護観察所、医療機関、市町村、障がい福祉サービス事業所等）へつなぐなどの支援を行います。 (障がい福祉課)
- 多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対し、支援の入り口である相談支援において、就労、傷病、障がい、住居、家計など相談者の抱える様々な課題を把握したうえで、状況に応じて住居確保給付金・就労準備支援・家計改善支援・子どもの学習生活支援等のほか、高齢者・障がい者・児童等各支援機関との連携やその他社会資源の活用等により包括的な支援を行います。 (地域福祉推進課)
- 生活保護被保護者に対し、福祉事務所のケースワーカーが定期的な訪問調査等により生活状況や課題等の把握を行い、利用可能な福祉サービスや支援制度、社会資源の活用等について助言・指導を行うことで、自立や生活の安定に向けた支援を行います。 (地域福祉推進課)

### 【国の取組】

- 認知機能・身体機能の低下が認められる高齢受刑者に対し、関係機関の協力を得て、介護予防体操や認知機能低下予防の脳トレを実施するとともに、これらのトレーニングに参加が困難な者に対しては、介護福祉士等による機能訓練を行います。 (山形刑務所)

### 【民間団体の取組】

- 緊急かつ一時的に生計の維持が困難な者に10万円以内の生活費（緊急小口資金）の貸付を行う生活福祉資金貸付制度について、経済的支援を必要とする出所者等が適正に利用できるよう支援します。 (山形県社会福祉協議会)

- 判断能力が不十分な認知症等の高齢者や知的障がい者、精神障がい者などに、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、自立した地域生活が送れるよう支援します。  
(山形県社会福祉協議会)
- 民生委員・児童委員の活動において、常に住民の立場に立ち、様々な生活課題を抱える地域住民に寄り添い、相談援助活動を行います。  
(山形県民生委員児童委員協議会)
- 民生委員・児童委員の活動において、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯などの生活困窮者世帯、ひきこもりの支援や矯正施設出所者等への支援など見守り活動を行い、孤立防止や、必要に応じた福祉制度へのつなぎ役としての役割を担います。  
(山形県民生委員児童委員協議会)
- 市町村や関係機関との連携により、生活環境や経済的に困窮した高齢者を養護し社会復帰させる養護老人ホームや、原則要介護3以上の高齢者に身体介護や生活支援を提供する特別養護老人ホーム、日帰りで身体機能の維持・向上を目指し、機能訓練や他の利用者との交流により社会的孤立感の解消や認知症予防を図るデイサービスなど支援が必要な方の状況に応じて、適切なサービスを提供します。  
(山形県老人福祉施設協議会)
- 知的障がいのある矯正施設出所者等の受け入れにあたり、将来を見据えた適切な支援が行えるよう、職員の研修会参加促進等による理解の深化や、山形刑務所刑務官の実務修習受け入れ等の関係機関との連携、協力を進めます。  
(山形県知的障害者福祉協会)
- 行政や病院・他の福祉関係と連携を図り、入所者の状況に応じた適切な福祉サービスを提供するとともに、生活の基盤を整え、矯正施設出所者等が地域で再び生活するための支援を行います。  
(山形県救護施設連絡協議会)
- 罪を犯した者が孤独や孤立、居場所がないなどにより再び罪を犯すことのないよう、地域で高齢者が主体的に行っている「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」の中で、見守り寄り添うなどの支援活動を行います。  
(山形県老人クラブ連合会)
- 福祉施設等の利用者の権利を守るために、電話や来所による権利擁護に関する相談を受け、関係機関等へつなぐ相談援助を行います。  
(山形県社会福祉士会)

## 2 薬物等依存を有する者への支援

### 【県の取組】

- 薬物に関する相談窓口を県内各保健所の医薬事担当に設置し、薬物乱用に関する困りごとについて相談に応じ、相談者が必要な支援を受けられるよう関係機関と連携を図ります。 (新型コロナワクチン接種総合企画課)
- 県内各保健所の精神保健相談窓口及び精神保健福祉センターにおいて、薬物等の依存症患者及びその家族からの相談に応じ、必要に応じて、来所相談や医療機関へつなぐなどの支援を行います。 (障がい福祉課)
- 精神保健福祉センターにおいて、精神科医や専門職による依存症相談会を実施します。また、依存症患者の家族への正しい知識と適切な対応を学ぶ機会として依存症家族教室を開催します。 (障がい福祉課)
- 地域で依存症の専門医療を提供する医療機関を依存症専門医療機関として選定し、専門性の高い医療の提供と相談機関や民間団体と連携した依存症患者への支援の取組を推進します。 (障がい福祉課)

### 【国の取組】

- 薬物事犯で保護観察となった者に対し、薬物再乱用防止プログラムの実施や、任意の簡易薬物検出検査の実施、保護観察期間満了後を見据えた、地域の依存症自助グループや精神科病院での回復プログラムにつなげるよう努めること等により、本人の薬物依存症からの回復を支援し、再発の防止を図ります。  
また、関係機関による地域支援連絡会議を開催し、回復支援のネットワークを強化します。 (山形保護観察所)
- 薬物依存の認識及び薬物使用の問題を理解させた上で、断薬への動機づけを促進するとともに、カウンセラーや民間団体（ダルク等のミーティング）の協力を得ながら、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるための指導を行います。 (山形刑務所)

### 【民間団体の取組】

- 医療機関や関係機関と連携し、施設利用者が共同生活をしながらグループミーティング等を行う「回復プログラム」を実践するとともに、依存者等に対する通院調整等の治療サポートを行い、利用者の薬物等依存からの脱却による社会復帰を支援します。 (鶴岡ダルク)

■薬物依存離脱プログラム（認知行動療法）（鶴岡ダルク）



○ 矯正施設等入所中又は、保護観察中の薬物事犯者に対し、薬物依存離脱指導（ミーティング）や個別面談等により、出所後円滑に社会生活を送るための助言等を行うとともに、医療機関との連携による薬物乱用防止プログラムを実施します。

（鶴岡ダルク）

○ 薬物問題を抱える本人や家族の相談対応や家族等に対する支援を実施するとともに、薬物依存の改善に関する医療や援助が適切に確保されるよう地域の援助機関として、医療機関や関係機関、民間支援団体との連携を進めます。 （鶴岡ダルク）

○ 薬物乱用防止に向け、学校や関係機関等で講演を行うなどにより、普及啓発に取り組みます。 （鶴岡ダルク）

### III 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

#### 課題等

- 再犯者の高校進学率が低い傾向があることなどから、適切な学習機会の提供が重要です。
- 児童生徒の問題行動を早期に発見し、非行を未然に防止するためには、学校や地域の様々な関係団体による非行未然防止の取組を一層充実させていく必要があります。

#### 1 児童生徒の非行の未然防止

##### 【県の取組】

- 「「大人が変われば子どもも変わる」県民運動」や「いじめ・非行をなくそう」やまがた県民運動による各種啓発活動のほか、関係団体・事業者等が集まるセミナーや会議等を開催し、非行防止に向けた気運醸成と環境整備を推進していきます。  
(若者活躍・男女共同参画課)
- 県内全中学校にスクールカウンセラー及び教育相談員を配置することで相談体制の充実を図り、問題行動等の未然防止や早期発見、初期対応を的確に行っていきます。  
(義務教育課)
- 県内4教育事務所に青少年指導担当とエリアスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校等の要請に応じて、非行防止に関する助言や、問題行動等の未然防止に関する講演等を実施します。  
(義務教育課)
- 各教育事務所、県教育センター、義務教育課の担当による生徒指導担当指導主事会議に県警察本部からオブザーバーとして招き、非行防止等について協議を行うなど、連携を進めます。  
(義務教育課)
- 児童生徒の育成に関わる関係部署や警察等により構成される青少年健全育成月例懇談会などを通して、生徒指導上の諸課題及び対応等に係る情報を関係機関と共有し、共通理解のもとで、指導していきます。  
(義務教育課、高校教育課)
- 「山形県いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ問題等に適切に対応し、ネットモラル教育を推進するなど、生徒が良好な人間関係を構築し、安心して学校生活を過ごすことができるようになります。  
(高校教育課)
- 退学する生徒に対し、その後の非行を未然に防止するため、高等学校卒業程度認定試験や就職・就労等に関する情報提供を行います。  
(高校教育課)

- 過去に非行少年として関わりがあり、周囲の環境や自身に問題を抱え、再び非行に走りかねない可能性があると認められる少年を対象として、保護者からの同意のもと、継続的な指導や助言などにより、少年の立ち直りを支援します。

(警察本部人身安全少年課)

#### 【国の取組】

- 山形少年鑑別支所に併設している「やまがた法務少年支援センター」において、非行・犯罪の防止に関する専門的な知識や技術を活用して支援を行う地域援助として、学校や各種関係機関への非行や子育ての問題についての説明や青少年に対する教育・指導方法についてのコンサルテーションを行います。

(仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所)

- 「やまがた法務少年支援センター」では、児童や生徒の年齢等に合わせて、少年事件の手続きの流れ、非行・犯罪（薬物乱用、暴力、万引）を防止する法教育を行います。

(仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所)

- 「やまがた法務少年支援センター」では、非行・犯罪行為、親子関係、職場や学校などのトラブル、交友関係の悩みなどの相談に対応します。

(仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所)

- 相談内容に応じ、性格検査や適性検査など、様々な心理検査の中から適当な検査の実施や性非行防止プログラムや暴力防止プログラムなどを用いた非行・犯罪行為を防止する働きかけを行います。

(仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所)

#### 【民間団体の取組】

- 各地域の実情等を踏まえた、子どもの登下校時の見守り活動等を通して、青少年の非行防止、健全育成に向けた取組を支援します。 (山形県更生保護女性連盟)

- 非行防止活動を行う青年ボランティア団体として、非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援します。 (山形県BBS連盟)

## 2 学校や地域社会と連携した修学支援

---

### 【県の取組】

- 小中学校の生徒指導担当教員を対象とした、いじめ・不登校防止連絡協議会を各教育事務所で年2回開催し、専門的な知見を持つ講師等による講演や演習、協議等を通して、教員の指導力向上や授業改善等を図ります。 (義務教育課)
- 新たな不登校を抑制するため、児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」の取組を行う「魅力ある学校づくり」を実施し、児童生徒の理解を深め、生徒指導の充実を図ります。 (義務教育課)
- 問題行動や不登校、児童虐待への対応及び未然防止等に向け、警察や児童相談所、市町村の福祉部局等と連携を強化し、迅速な相談や対応を行い、一人ひとりに応じた指導・支援による児童生徒の健全育成を推進します。 (高校教育課)
- 高等学校等を中途退学した生徒に対して、「高等学校等修学支援金」等の授業料支援制度に基づき、その学び直しを支援します。 (高校教育課)

### 【民間団体の取組】

- 山形保護観察所の委託を受け、主に青少年の保護観察対象者に対し、生活習慣の改善及び食生活の改善、各学校との連携による通学支援や学習支援等の活動を通してその更生を支援します。 (東北青少年自立援助センター蔵王いこいの里)

## IV 地域帰住の段階や犯罪の特性等に応じた効果的な支援

### 課題等

- 犯罪をした者等に対しては、刑事司法手続きの中で社会復帰支援を行っていますが、刑事司法手続きを離れた人に対しても、それぞれが抱える課題等を踏まえた支援が必要です。
- 性犯罪者や、再犯リスクが高い暴力団関係者など、対象者の特性に応じ、適切な指導・支援を継続的に実施する必要があります。

### 1 刑事司法手続きや地域帰住等の段階に応じた切れ目のない支援

#### 【県の取組】

- 山形県地域生活定着支援センターにおいて、帰住先のない高齢・障がい者等で出所後に福祉的な支援が必要と考えられる矯正施設等出所予定者に対し、必要な福祉サービス等のニーズ把握や受入施設の斡旋、他県センターとの連絡調整などのコーディネートを行うほか、出所後の受入施設に対する福祉サービス等に関する助言などのフォローアップや、出所者本人または関係者からの相談に対する助言などの支援を行います。【再掲】(地域福祉推進課)
- 市町村や地域の警察・更生保護関係者・福祉関係者などで構成する「再犯防止のための連絡会議」について、各市町村での設置を促し、犯罪をした者等や家族が抱える住居や就労の場の確保などの課題を多機関で連携して対応し、地域での見守りやきめ細やかな相談対応の体制を確保していきます。【再掲】(地域福祉推進課)

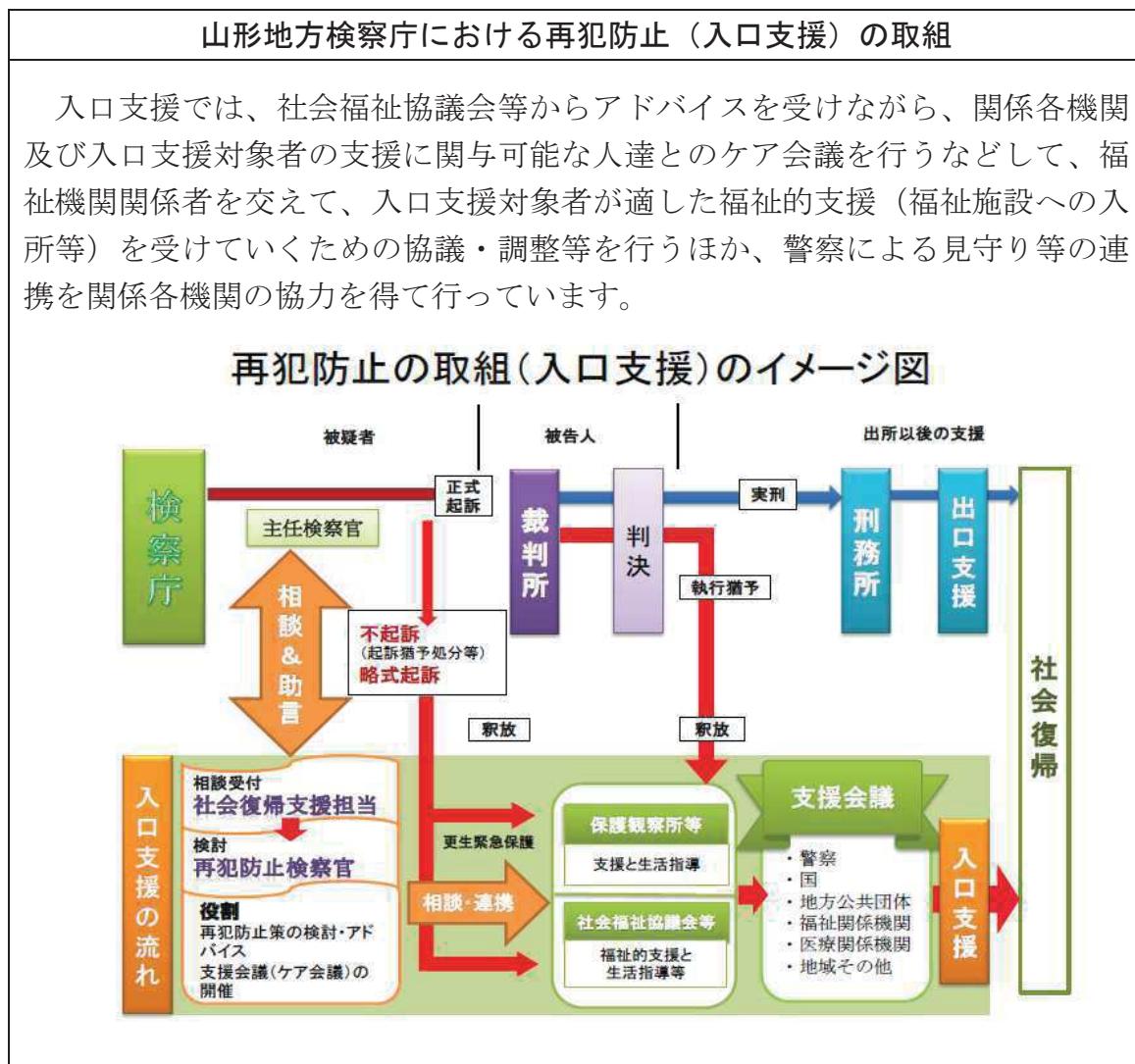
#### 【国の取組】

- 山形県地域生活定着支援センターと連携し、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設入所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる「特別調整」を行い、円滑な地域生活への移行を支援します。(山形保護観察所、山形刑務所)
- 矯正施設出所後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整える「生活環境調整」を行い、仮釈放等により保護観察処分を付された者について、犯罪をした者等が社会で健全な一員として更生するよう指導監督等を行う「保護観察」により、社会復帰を支援します。(山形保護観察所)

- 刑務所出所後の円滑な社会復帰を支援するため、受刑者の適性や健康状態、生活環境等に応じて、在所中、ハローワーク等関係機関と連携した就労支援や必要な医療や福祉サービスの利用に向けた手続き等の支援を行います。 (山形刑務所)

- 不起訴処分や罰金刑等処分を受けた者のうち、家族等の適切な監督者もなく、更生のための生活指導や見守り、福祉的支援等を希望する者に対し、関係機関や支援機関等と連携し、「入口支援」を行います。 (山形地方検察庁)

### 〈取組の紹介〉



### 【民間団体の取組】

- 刑務所等を出所したものの家族のもとに帰る旅費がない場合などは、一時的な生活費の援助等を行います。 (山形県更生保護事業協会)
- 罪を犯した人が社会に戻ったときの生活環境の安定を目指し、刑事事件の弁護活動の一環として、公的な福祉制度につなげるなどの活動を行います。 (山形県弁護士会)

- 個々の刑事事件を担当する弁護人の候補者の裁判所への推薦（国選弁護人の場合）や、弁護人の紹介（私選弁護人の場合）を行います。 （山形県弁護士会）
- 犯罪加害者の家族を支援する「犯罪加害者家族支援センター」に弁護士を配置し、家族からの電話相談や面談相談を実施しており、加害者が立ち直るためには、受け入れる家族の協力が不可欠であることから、このセンターの取組を通して、家族への支援を行っていきます。 （山形県弁護士会）

## 2 犯罪による社会への影響が大きい性犯罪者や再犯リスクの高い暴力団関係者等への効果的な指導

### 【県の取組】

- 服役中の暴力団離脱希望者に面会し、離脱意志の確認及び就労支援の希望等に関する聴取を行い、保護対策等の必要な支援を行います。【再掲】  
（警察本部組織犯罪対策課）
- 就労支援希望の暴力団離脱者に対し、山形県暴力追放運動推進センター及び就労支援団体等と連携した就労支援を行います。【再掲】  
（警察本部組織犯罪対策課）
- 性犯罪者の再犯を防ぐため、出所情報に基づき、警察本部と帰住予定地を管轄する警察署による出所者の所在確認等を実施しており、所在確認においては、警察官が対象者の同意を得た上で、定期的に自宅を訪問するなど直接面接する方法により、対象者の自制心、更生意欲の向上を促します。  
（警察本部人身安全少年課）

### 【国の取組】

- 保護観察対象者との面接、裁判関係資料等からの情報収集を踏まえて、再犯・再非行の誘発要因と改善更生を促進する要因などを理論的・実証的根拠に基づいて分析し、保護観察処遇の焦点と留意事項を明らかにするアセスメントツール、「C F P」（Case Formulation in Probation / Parole）を活用し、保護観察対象者の再犯防止、改善更生に向けて、適切かつ効果的な処遇方針を策定します。（山形保護観察所）
- 自己の性的欲求を満たすこととした犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、性犯罪者処遇プログラムを実施し、その問題性を改善するための処遇を適切に実施します。  
（山形保護観察所）
- 飲酒運転や暴力行為を繰り返す対象者に専門的処遇プログラムを実施するなど、その問題性に応じた指導の一層の充実を図ります。  
（山形保護観察所）

○ 警察・暴力追放運動推進センター、矯正施設との連携を強化し、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働き掛けを強化するとともに、離脱に係る情報を適切に共有します。 (山形保護観察所)

○ 犯罪をした者等に対して、「自らのした犯罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等が置かれた状況やその心情等を理解させる」犯罪被害者等の心情伝達制度をより一層効果的に運用するとともに、しょく罪指導プログラムを実施するなど、犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等を充実します。 (山形保護観察所)

○ 個人の資質、経歴、更生意欲などを調査して、円滑な社会復帰に必要な教育、指導（薬物依存離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労指導、アルコール依存回復プログラム、特殊詐欺事犯指導等）を行います。 (山形刑務所)

■改善指導の様子（山形刑務所）



## V 民間活動の促進と県民理解の深化

### 課題等

- 満期出所者等は、社会に戻った後に、身近で相談できる人を求めており、周囲の方々の理解を深め、支援活動を促していく必要があります。
- 保護司等の高齢化が進んでいることや、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていることなどを踏まえ、再犯の防止等の活動について県民の関心と理解が深まるよう一層充実した広報・啓発活動を進める必要があります。

### 1 ボランティア等民間協力者の活動への支援

#### 【県の取組】

- 長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司への表彰や更生保護事業功労者への知事感謝状の贈呈を行うなど、保護司等が意欲・やりがいを持って取り組む環境づくりを行います。 (地域福祉推進課)
- 更生保護事業活動の充実に向けて、県内の更生保護関係者が一堂に会して開催される山形県更生保護大会への支援を行います。 (地域福祉推進課)
- 県内の防犯ボランティア等を対象とした講習会を開催するなど犯罪の抑止及び未然防止のための地域における自主防犯活動を促進します。 (消費生活・地域安全課)

#### 【国の取組】

- 保護司、更生保護女性会会員、BBS会員等地域の安全・安心に寄与する活動を行う更生保護ボランティアの活動を促進するため、これらの方々に対する研修の充実を図るとともに、更生保護ボランティアが活動を円滑に行うために必要となる各種情報の収集及び提供を行います。 (山形保護観察所)

#### 【民間団体の取組】

- 犯罪、非行のない社会を築くため、保護司会や更生保護女性会、BBS会、協力事業主会、更生保護施設へ一時保護事業連絡助成事業による助成を行い、犯罪・非行の予防活動を推進します。 (山形県更生保護事業協会)
- 保護司定例研修会や自主研修会を通して、再犯防止の自覚を深化させるとともに、保護観察所と連携しながら、各更生保護団体や各自治体と情報交換、連携協力を促すなど、犯罪時の立ち直りを地域で支える保護司活動を支援します。 (山形県保護司会連合会)

- 地域における更生保護活動の拠点である「更生保護サポートセンター」を運営し、保護観察対象者との面接場所の提供や関係機関との地域ネットワークを活用した支援活動等を行います。  
(山形県保護司会連合会)

- 地域の犯罪予防活動と犯罪をした者や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体として、保護観察所や関係機関と連携し、刑務所入所者との座談会や更生保護施設への訪問等を行い、早期の安定した社会復帰を支援します。

(山形県更生保護女性連盟)

■更生保護施設にて「ハンドベル演奏」(天童市更生保護女性会)



- 各地域の実情等を踏まえた、子どもの登下校時の見守り活動等を通して、青少年の非行防止、健全育成に向けた取組を支援します。【再掲】

(山形県更生保護女性連盟)

- 非行防止活動を行う青年ボランティア団体として、非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援します。【再掲】(山形県BBS連盟)

- 民生委員・児童委員の活動において、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯などの生活困窮者世帯、ひきこもりの支援や矯正施設出所者等への支援など見守り活動を行い、孤立防止や、必要に応じた福祉制度へのつなぎ役としての役割を担います。【再掲】  
(山形県民生委員児童委員協議会)

## 2 広報・啓発活動の推進

### 【県の取組】【国の取組】【民間団体の取組】

- 犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、国・県・市町村・関係機関が連携し、「社会を明るくする運動」を推進します。
- 7月を「再犯防止啓発月間」として「社会を明るくする運動」と連動し、再犯防止等に係る理解の促進に向けた取組を進めます。

#### 〈取組の紹介〉

##### 官民連携による「社会を明るくする運動」の展開

毎年7月を強調月間として実施している“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。本県では、広く関係機関・団体で組織する山形県推進委員会（委員長：山形県知事）が官民連携により取り組んでおり、重点的に取り組んでいる事項は、以下の5項目です。

- (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組
- (2) 保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主（協力事業主）等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
- (3) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取組
- (4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくなるためのネットワークをつくる取組
- (5) 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

なお、再犯の防止等の推進に関する法律において、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされることから、この運動と連携し、再犯防止啓発活動を推進していくきます。

##### ■「社会を明るくする運動」オープニングセレモニー



## VI 国・市町村・民間団体等と連携した取組の推進

### 課題等

- 地域における関係者が連携して支援する取組が効果をあげている事例もあり、こうした取組をさらに拡大していく必要があります。
- 具体的な支援については、市町村が行う各種行政サービスを通じて行われることが多いと考えられることから、市町村や地域の関係者が連携して取り組む必要があります。

### 1 国・市町村・民間団体等との連携強化

#### 【県の取組】

- 県や国の法務関係機関、民間の更生保護団体、福祉関係団体等で構成する山形県再犯防止推進協議会の開催により、再犯防止に係る取組み状況や課題を共有し、今後の取組み等を協議することで、関係機関が連携して再犯防止に取り組みます。  
(地域福祉推進課)

- 県内4地域に、山形県地域生活定着支援センターを中心とした、保護観察所や市町村、福祉事業所等と「地域生活定着支援ネットワーク」を構築し、福祉事業所等地域における支援者の拡大を図るとともに、高齢又は障がいにより支援を必要とする矯正施設出所者等を円滑に福祉サービス等につなげます。  
(地域福祉推進課)

#### 【県の取組】【国の取組】【民間団体の取組】

- 犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、国・県・市町村・関係機関が連携し、「社会を明るくする運動」を推進します。【再掲】

## 2 市町村や地域における取組の促進

### 【県の取組】

- 市町村に対し、山形県再犯防止推進協議会へオブザーバーとして参加を呼びかけるなどにより、市町村における地方再犯防止推進計画の策定及び地域での再犯防止の取組を促進します。 (地域福祉推進課)
- 市町村や保護司など地域の様々な機関が連携し、地域での見守りやきめ細やかな相談対応を行う体制を確保する「再犯防止のための連絡会議」の設置を促進しています。 (地域福祉推進課)
- 県内4地域において福祉サービスへの円滑な移行を行うため、山形県地域生活支援センターを中心に、市町村や地域内の福祉事業所など支援者に対して、事例に基づく支援内容等に関する研修会を開催するなど、福祉サービスへの円滑な移行を行うための地域全体の支援スキルの向上に支援します。 (地域福祉推進課)

### ■再犯防止を推進するネットワークのイメージ

